



2019年5月13日

各位

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号  
会社名 A G S 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石井 進  
(コード番号：3648 東証第一部)  
問合せ先 企画部長 石原清彦  
(TEL. 048-825-6079)

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、2019年6月21日開催予定の第24回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

株主総会および取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が株主総会および取締役会を招集し、議長になることができるように変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行	変 更 後
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="292 271 695 300">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="225 367 624 396">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="209 416 788 539">第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="213 748 788 875">2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p data-bbox="908 271 1311 300">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="841 367 1240 396">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="831 416 1410 633">第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p data-bbox="847 748 927 777">(削除)</p>

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2019年6月21日

定款変更の効力発生日

2019年6月21日

以上